

事務連絡  
令和2年2月14日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
後期高齢者医療主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部(局)市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した  
被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する  
今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、「令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者等の一部負担金の取扱いについて(保険者向け)」(令和2年1月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)並びに「令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年1月30日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡)及び「令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(令和2年1月30日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)に基づいて行ってきたところです。

今般、一部負担金及び保険料(税)の減免措置に対する財政支援を下記のとおり引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

令和元年台風第15号又は台風第19号等による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日の間の一部負担金の免除を行った場合
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日の間の一部負担金の免除を行った場合

は、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 2 月 29 日までと同様の財政支援を予定していること。

## 2 令和 2 年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年度相当分の保険料（税）額であって、令和 3 年 3 月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ）が到来するものうち、

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 4 月分から 8 月分までに相当する月割算定額について、保険料（税）の減免を行った場合
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額について、保険料（税）の減免を行った場合

は、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

## 3 令和元年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村及び災害救助法適用市町村が加入する後期高齢者医療広域連合において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和元年度相当分の保険料（税）額であって、令和元年度末に資格を取得したこと等により令和 2 年 4 月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。